

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。8番古川幸義です。

通告順に従いまして質問させていただきます。

質問は、「若者たちが望む多度津町であるためには」。

先月8月25日に「たどつ子ども議会」が開催され、小・中学生14名より多度津町に対し、子ども議会として一般質問がありました。

当日は、猛暑日の午後よりの発会でありましたが、傍聴席は満席に近く、傍聴者の方々は子供たちの熱心な質問に対し、耳を傾けておりました。

私も傍聴させていただき、それぞれの子供たちの熱心な質問の内容に感心いたしました。

質問の中に、本町に暮らす子供たちとして、本町の現状を見据え、今どうすればいいのかなどに対する質問や、将来に向けての取り組みの提案など、多度津町の今の特性などよく分析し、将来に対し質問を行う姿勢に大変感心いたしました。

多度津町に住む中学、小学生として、この町に対し、悲観せず未来に期待し、ぜひとも発展してほしいという願いをひしひしと感じました。

よって、本日は、その子供たちと同様に、またこの町を担う若者たちの不安や思いについて、次の質問をさせていただきます。

若者たちに、将来の多度津町への期待や、現在の意見として上げたことを、ごく一部ではありますが、今回若者たちのかわりに質問をいたしますので、よろしく答弁願います。

まず、若者の意見、希望や声などを述べさせていただきます。

1、大学、専門学校を卒業しても地元就職先がない、本当は生まれた町に帰って両親のもとで働きたい。

2点目、将来、両親が年老いていくのがとても不安である、ぜひとも親元で通勤できる職場を探したい。

3点目、結婚したいが所得が低く不安定である、とても結婚などできない、今すぐにでもちゃんとした職につきたい。

4点目、保育所に預けてすぐ働こうと思っているが、雇用証明書や納税証明書などの手続きが難しく、なかなか運ばない、役所には保育所に入所する場合の規則があるのはわかっているが、現実には難しい、就職できず生活が苦しい。

5点目、地区の保育所が定員いっぱい役所で断られ、やっとほかの保育所を紹介されたが、遠くの保育所では通勤しながら保育所の送迎で、時間的な不便や移動の苦痛を感じている。

6点目、乳幼児を抱えているが、どこに相談していいのかわからない。夜間に問題が起きれば不安である。

7点目、将来は家を建てて自分の通った母校に子供を通わせたいが、校区などさまざまな問題があり希望がかなわない。

8点目、空き家対策についても、もっと若い世代に優遇制度はないのだろうか、空き家は多いと思うが、現実取得するのは難しい。

9点目、精神面や体調に問題があり、まともに就職できていないが、将来に不安を持ちながらも活路は探している、しかし、県や町は自分たちに目を向けず、見捨てられているのではないか。

以上のような、深刻な意見や不安の気持ちが出ているのが切実に伝わってまいります。

よって、次の質問をいたします。

まず、問1点目について。

大学、専門学校を卒業しても地元就職先がない、本当は生まれた町で帰って両親のもとで働きたいという声に対して、若い年齢層の転出はどうか。

多度津町在住の18歳から25歳までの年齢層において、本町の全人口の内の比率はどれぐらいか。

また、18歳から25歳までの年齢層において、近年の増減はどうなっているのか、過去10年間で結構です。

また、他の市町と多度津町を比べるとどうなのか、関係課の答弁をお願いいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

古川議員ご質問の、若い年齢層の転出につきまして答弁をさせていただきます。

答弁に当たりましては、平成24年7月9日より外国人登録法の廃止によりまして、それ以降の数字につきましては、外国人の方も住民基本台帳に含まれておりますので、10年前と比較する上での正確性を期するため、外国人を除いた人口をもとに答弁をさせていただきます。

まず、ご質問1点目の町人口に対する比率についてですが、平成29年4月1日現在における18歳から25歳までの方の人口は1,600人で、総人口2万2,904人に対する比率は約7.0%でございます。

次に、2点目の過去10年間に於ける18歳から25歳までの年齢層における増減についてですが、平成19年4月1日現在1,931人に対して、平成29年4月1日現在1,600人で、331人の減少となっております。

なお、人口に対する比率としましては、平成19年4月1日現在の総人口2万4,016人に対する比率は約8.0%であり、この10年で見ますと人口比で約1ポイントの減少となっております。

なお、参考までに平成29年3月、4月分の18歳から25歳までの転入・転出状況を見ますと、転入に関しましては170件中61名、転出に関しましては204件中82名となっており、21人の減少となっております。

最後に、3点目の他の自治体との比較についてですが、近隣の各自治体における18歳から15歳までの人口推移については減少傾向であり、また総人口に対する比率も7%台で、本町と同様の比率となっております。

また、当該年齢層における10年間の増減についても0.5ポイントから2ポイントの範囲で、こちらも減少傾向となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

詳細な答弁どうもありがとうございました。

再質問ではなく、要望事項として述べさせていただきます。

高校、専門学校、大学を卒業し出す年齢層がこの町の1割を切り、7%と聞きまして、意外に少ないと感じます。

そういう数字を聞きますと、なおさら多度津町に留まって働き、住んでいただきたい。

そのためには対策を施さなければいけないと強く感じます。

また、転入、転出の実態では、多度津町に住んでいた若者が県外に出ていき、その反面、町内や近隣に就労するため町内に居住する者を足し合わせると、減少傾向があるのがよくわかります。

これは自然といいますか、これからその対策を打っていくところが大事かと思えます。

多度津町の将来を考えると、今のうちに支援をしていかないと、先で困ることになると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次の、その1の質問に対して、若者の受け入れ態勢はどうか。

多度津町は若者を支援するためにさまざまな施策を試みているが、若者が多度津町で働き、住み、子育てすることが最優先であると思えます。

若者の願いをかなえることはできるのでしょうか、答弁よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員ご質問の、若者の受け入れ態勢はどうかについての答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、町では「たどつの輝き創生総合戦略」において、基本目標の1つであります「多度津に来てもらう」の施策として「企業と創業、就労を望む人への支援」を掲げ、さまざまな事業を推進しているところでございます。

その事業の一つとして、「U J I ターン促進事業」がございます。

この事業は、多度津町へのU J I ターンを望む人たちの希望をかなえることを目的に、町役場を含めた町内企業及び事業所と、U J I ターン希望者とのマッチングができる仕組みを構築しようとするもので、町内企業の雇用情報を的確に発信するPR冊子の発行や、町のホームページを活用した情報発信も含めた検討を行ってまいります。

また、地元での雇用拡大の観点からも、引き続き企業誘致及び立地に係る支援を行ってまいります。

これらの事業なども含め、若者たちが帰ってきたいと思ってもらえるよう、よりよい事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、要望事項を述べさせていただきます。

先ほど町長が述べられました、企業誘致を考えられている、多度津町は立地条件として企業が多度津町に場所を選んでいるという、そういうふうな情報もたくさん聞いておりますが、実際には実施にはなっておりません。

また、今後ともそういう若者たちの就職の場を、企業誘致などでチャンスを与えていただきたいと思います。

今後も引き続き、多度津町に若者を呼び込めるように取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次の質問をさせていただきます。

2番目に申しました、就職相談会の成果は出ているのでしょうか。

また、企業に対し、町在住の若者の雇用など積極的な町の働きはあるのでしょうか。答弁お願いいたします。

産業課長（岡部 登）

おはようございます。

古川議員の「就職相談会等の成果及び町の働きかけ」についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

本年も7月に、定住自立圏を構成する2市3町と公共職業安定所、いわゆるハローワークの主催で58社が参加した就職面接会が行われ、新卒9名、中途採用22名が面接を受けました。

採用の結果が出そろうのは11月ごろになる予定です。

また、ハローワークは通常の業務に加え、本町でも出張職業相談会を年3回ほど開催しており、昨年は4名の参加がありました。

さらにことしは、今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、多度津商工会議所主催の商工フェアにて町内企業の説明会を開催していただき

ました。

加えて、民間企業は民間企業ごとに、みずから競って優秀な人材を採用したいと考えているため、企業アピールをネットなどで行ったり、インターンシップや企業説明会を東京など大都会で実施しているところもあるようですが、この夏、定住自立圏を構成する2市3町の主催で受け入れ企業を募集し、香川県出身または在住の大学生及び専門学校生を対象にインターンシップを実施したところ、本町からは3事業所が参加し、2事業所に3名の学生の応募がありました。

以上のように、町在住であるかどうかにかかわらず、町出身者に少しでも有利な情報が行き渡るように、さまざまな団体のご協力のもと、今後もサポート体制をとっていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも再質問ではございません。

要望事項として上げさせていただきます。

役所として、雇用に関して踏み込めない立場というものがありますが、企業に対してさまざまな働きかけを今後も継続し、その結果が成果としてあらわれるようお願いいたします。

続きまして、次の質問に参ります。

3点目について。就職活動中に保育所の手続は、現状はどうなっているのでしょうか。

また、相談や対策、救済措置はどう行っているのでしょうか、お答え願います。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員の、「就職活動中の保育所の手続などについて」のご質問にお答えいたします。

求職活動中の保護者に対する保育所入所手続につきましては、多度津町保育の利用に関する条例に基づき、求職活動申出書とともに、求職活動を継続的に行っていることが確認できる資料の添付をお願いしております。

求職活動が確認できる資料としましては、ハローワークが発行しています「ハローワークカード」の添付が多い状況にあります。

このカードは、仕事の相談、紹介、求人検索用パソコンの利用などハローワークの各種サービスを受けるための登録カードで、ハローワークの受付で簡単に発行されているものです。

求職活動中ということが確認されました日から90日経過の月末までの有効期間で保育所の利用が可能となります。

本年4月には21名の保護者がこの制度を利用し90日以内に仕事につき、その後も保育所の継続的な利用をされております。

なお、手続方法や申請期間、求職活動として認められる期間等の相談につきましては、その方の家族構成や健康状態なども考慮しながら個別に対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁ありがとうございます。

これも再質問はございませんが、要望として述べさせていただきます。

21名の保護者からこの制度を利用しているということはわかっている実態がわかります。

しかし、まだこの制度を知らない方も多く、窓口で係の者が相談に乗り、制度を知らせ、早く就労できるようにお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

4点目に述べました、保育所入所として審査の現状はどうなのか。

また、そのようなケースはどれぐらいあるのか。子育てする若い世代に救済として扱うべきではないのでしょうか、答弁よろしくお願ひいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員の、保育所入所における審査の現状についてのご質問にお答えいたします。

保育所を利用するためには、条例で定めております保育が必要な理由に該当する必要があります。

就労を理由とする場合は、就労証明書の提出をお願いしております。

これは、保育の必要性の程度により保育時間を標準時間と短時間に区別し認定するために必須なものであります。

また、保育料は町民税額をもとに算定しておりますので、町外で課税されている方のみ所得課税証明書の写しを提出していただいております。

以上のことから、保育所入所審査には就労証明書、所得課税証明書の提出は不可欠であります。

書類の不備な方には個別に連絡をさせていただき、細かい説明を行い、書類の提出をお願いしているところでございます。

書類を整えることに時間がかかる場合には、事前に福祉保健課にご相談いただければ、できるだけ配慮を行いたいと考えております。

本年度におきましては、申請手続が困難であるという理由で入所を見送ったケースは、町ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも、要望として述べさせていただきます。

入所のために役所として必要な手続があるのは大いにわかります。

申し込む者にもそれぞれの事情がありますので、窓口での対応で十分な説明を、これからもお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

5点目に上げました質問に対しまして、保護者は通勤とは逆方向の保育所であれば、時間的にも距離的にも負担を感じ、また地域の子供たちと縁遠くなり、地域と疎外感を感じたりするのではないのでしょうか。

保護者は住んでいる近くを希望するのは当然であるが、当局はそのところ、どうお考えでしょうか。質問させていただきます。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員の、「住んでいる近くの保育所に入所できない現状について」のご質問にお答えいたします。

保護者が自宅に近く、通勤にも便利なところにある保育所を希望されることは当然と考えております。

全ての保護者が希望する保育所を利用できることを、町としても望んでおりますが、それぞれの保育所（園）が定員を定めておりますので、定員がいっぱいになりますと、保護者の意向に沿えない場合があります。

そのときは、町がひとり親世帯、また兄弟の利用状況などの優先順位を踏まえまして利用調整を行っております。

平成29年4月の状況としましては、入所希望者は563名で、そのうち第1希望の保育所へ入所できた方は561名でありました。残りの2名の方につきましては個別に状況を説明しご理解いただき、第2希望、第3希望の保育所へ入所していただきました。

なお、保育所の定員については、保育士の人数、施設の面積、前年度の受け入れ児童の実績を踏まえて各保育所が決定をしております。

町としましては、「待機児童ゼロを目指す」ことを最優先とし、町全体で保育所入所定員を確保していきたいと考えております。

それぞれの地区に保育所があることは地域住民の利便性も考え、望ましいことであると考えております。

今後も保育士不足解消のため、保育士の処遇改善を支援し、引き続き5つの保育所の保育事業が円滑に運営されるよう、協力、連携を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも、要望がございますので述べさせていただきます。

保育所の定数の数により事情がございますので、できるだけ第1希望に預けられるようにご配慮をお願いしたいと思います。

また、若い人たちの住む場所が、新築の場所が大変、いろいろな面がかたよっております。

そのときには、極力第1希望に行けるように配慮のほう、何回も言いますが、よろしくをお願いしたいと思います。

次は、6点目の質問に参ります。

先ほど申しました6点目については、担当課である健康センターの所長に現状をお聞きしたいんですが、よろしく答弁お願いいたします。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

古川議員の「乳幼児を持つ保護者の相談窓口について」の質問にお答えします。

本町での乳幼児を持つ母親、保護者からの育児相談については、各乳幼児健診や健康相談時のほか、平日は保健センターが相談窓口として、電話または来所等で随時相談を受けております。

また、生後2カ月までに全ての出生児に助産師または保健師が家庭訪問を実施し、出生児の発育状況を観察し、母親等からあらゆる相談を受ける体制をとっています。

次に、夜間の育児相談については、県内に小児救急電話相談窓口が設置されており、常時看護師が対応しています。

また、診療が必要な場合は夜間救急対応医療機関として、四国こどもとおとなの医療センターが対応しています。

これらの紹介については、ホームページや家庭訪問時に周知しているところです。

その他、子育て世代の保護者が誰でも気軽に集える場所として、健康センター別館「ピーチ」において、「のびのび広場」を提供し、保健師、助産師、看護師、保育士が育児相談を受ける傍ら、母親同士のコミュニケーションづくりの場を大切にしています。

そこで、本町においては来年4月から、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援できるよう、子育て世代包括支援センターを別館ピーチに開設する予定としています。

これは、現在実施している母子保健分野の事業と子育て支援分野の両面から、妊娠初期から子育て期においてそれぞれの段階に対応した支援、サービスの情報や助言が子育て家族に伝わり理解され、また利用者目線に立って、一貫性、整合性のある支援ができるよう努めていきたいと考えております。

今後、さらに相談窓口を充実させ、乳幼児を抱えている保護者が安心して健

康な生活が送れるよう、寄り添った支援に努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも要望のみ述べさせていただきます。

乳幼児を抱える母親から声を聞きましたが、健康センターでの対応で本当に助かっている、担当の保健師さんも親切で小まめに教えてくれている、出産前はとても不安であったが、きめの細かいサポートで本当に助かっていますという声を聞き、多度津町は子育て世代に対し、よくサポートしているのがわかります。

今後とも支援よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

7点目につきまして、地区の保護者から意見を聴取しているので対策や対応はできていると思われませんが、教育長として、保護者の希望はかなえられていると思われませんか、いかがでしょうか、答弁お願いいたします。

教育長（田尾 勝）

古川議員の「自分の通った母校に子供を通わせたいが、希望がかなわない」とのご質問にお答えします。

小学校の通学区域については、教育委員会規則で、学校に入学する者は本人、保護者の現住所の属する通学区域内に所属する学校に通学しなければならないとしております。

したがって、将来家を建てるとのことですが、母校と同じ通学区域で家を建て、住むとなれば希望はかなうこととなります。逆に、母校と違う通学区域に居住るとなれば、母校に通えることはできないということとなります。ただし、相当の理由があり、保護者による申請があれば、区域外の就学も可能になります。

平成26年度より校区外就学について、転居、家庭の事情、健康上の理由、教育的配慮、生活環境等の事由だけでなく、「より近い小学校に通いたい」という希望がある場合、申請いただければ校区外の就学も可能になるなど、より弾力的な運用を行っております。

このように、規則は子供の通学の安全、距離や地域とのつながりを考えて検討、修正を行っております。今後も教育委員会では申請のあった場合、保護者のニーズ、願いを十分に聞き取り、規則に照らして的確な判断をし、適正な就学指導を進めたいと考えております。

また、教育課題検討委員会では幼稚園、小学校のあり方、適正配置について検討しておりますが、保護者、地域の人々のニーズ等も十分に把握し、適切

に取り入れながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

これも要望ですが、今後とも校区の希望をかなえてあげられるようお願いして、次の質問に入ります。

次は、8点目に入ります。

若い人を対象とした優遇措置はあるのでしょうか。

また空き家を取得したことに対し、若者にリノベーションする負担はどうなっているのでしょうか、お答え願います。

政策企画課長（河田 数明）

おはようございます。

古川議員ご質問の「若い人を対象とした優遇措置はあるのか、また、空き家取得の若者にリノベーションする負担はどうなっているのか」についての答弁をさせていただきます。

空き家は、多くの自治体で問題となっている重点的な課題であり、多度津町におきましても、年々人口が減り続けることに伴い、空き家の数もふえてきていると思われまます。

空き家の活用や若い人の定住のために、いろいろな施策の必要性も検討の課題の一つと考えられます。

ご質問の空き家対策ではございませんが、若い世帯が新築や空き家を取得するのが難しい場合などの優遇制度といたしまして、住宅家賃を補助する制度を設けております。

この制度は、40歳未満の夫婦を含む世帯または3親等以内の未成年の親族を含む世帯が、多度津町へ移住し定住するため賃貸住宅へ入居した場合、その住宅家賃を、月2万円を上限に最長2年間補助する制度でございます。

また、若い人たちが対象とはなっておりませんが、町内への移住、定住を促進し、町内にある空き家の有効活用を図るため、香川県移住促進・空き家改修等補助金を活用した空き家改修支援事業を実施しており、香川県空き家バンクに登録されている空き家を取得した場合、改修費について100万円を上限とした補助金を交付しております。

そのほかにも、個人にはありませんが、町内に在所する空き家及び店舗を活用し、町内を活動拠点として事業を行う団体に対して、移住、定住または交流を促進するため、空き家等を活用した地域創生事業を実施しており、町内の空き家を活用してさまざまな事業を実施する場合、改修費については100万円を上限として1回限り、また事業実施についても100万円を上限として

補助金を交付しております。

今後も継続して、若い世帯を含むより多くの方々に、多度津町への移住、定住に向けて優遇制度をどんどん活用していただき、空き家等を活用した町の活性化につながっていく事業が展開していきますよう、空き家対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

これも要望事項で述べさせていただきます。

答弁いただいた制度を知ると、対象者は届け出すことにはなりますが、その時点にたどり着くまで経路が難しいのが現状ではないでしょうか。

PRの方法をまた考えていただきたいと思います。

それでは、次の9点目の質問に入らせていただきます。

9点目の質問については、深刻な問題ではありますが、現状で見過ごすわけにはいかない問題でございます。

本人にとっても、親にとっても将来大きな不安である。ぜひとも早急な取り組みが必要でありますので、お答えをお聞きします。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員の、「精神面や体調に問題があり、将来に不安がある方への取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

平成28年の国の調査によりますと、精神疾患で医療についている方は、全国で392万4,000人、人口1,000人当たりの人数は31人で、これは身体障害者の割合と同数となっており、精神疾患患者は著しい増加傾向にあります。

その中で、一定程度の精神障害の状態にあることを認定する「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、約80万人おられます。

本町におきましては、平成28年度精神通院医療費の公費負担を受けている方は244人で、「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、124人おられます。

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るために、保健医療、働くための支援や障害年金制度など、さまざまな支援策が講じられています。

町におきましては、福祉保健課福祉係に精神保健専任の保健師1名を配置し精神保健業務を行っており、毎日、本人や家族からの病状や生活に対する不安などの相談に対応しております。

平成28年度においては、窓口及び電話相談件数は235件、家庭訪問は143件でありました。どこへも相談できず悩んでおられる方もまだ多くあると考えます。

まず、身近な福祉保健課にご相談いただき、その後、必要に応じて専門機関へつなげていくよう支援してまいりたいと考えております。

また、精神障害者支援につきましては、住民への周知も十分とは言えない状況にあります。

相談会や研修会をこれからも継続的に実施し、民生委員や医療機関等と連携を図りながら、支援の必要な方を発掘できるよう努めてまいります。

さらに、大人の発達障害やひきこもりへの対応も求められています。町としても、体制を強化し、精神保健事業の充実を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

これも、再質問したいのは十分あるんですが、時間の都合によりまして、要望のみ述べさせていただきます。

親は安心して死ねないと漏らした保護者の方がおりました、深刻なことであります。

本人も家族も奥深い谷間にいるようで、将来に希望が持てないと悩む方は多くあると思います。

また、その方も鬱になり精神的に患っている、そういうケースもございます。

ぜひとも救済措置と、解決に向かう役所でできる処方をお願いしたいと思います。

以上で質問は終わりますが、若者たちが、この多度津町で住みたい、住んでみようかと思う施策をこれからもお願いしたいと思います。

我々が老いていく中、残る若者にこの町を託せるように、我々は最大限に努力を惜しまずサポートしなければならないことを新たに決意し、今回の質問といたしました。

どうもありがとうございました。